

# 土地利用基本計画の変更について

平成26年1月

沖縄県

別紙様式  
変更内容説明書

1 五地域区分の変更概要

(1) 総括表

五地域区分	現行計画の面積		変更する面積			変更後の計画面積	
	面積(ha) ( )	割合(%) ( / 県土面積)	拡大面積(ha) ( )	縮小面積(ha) ( )	差引面積(ha) ( : - )	面積(ha) ( : + )	割合(%) ( : / 県土面積)
都市地域(a)	109,941	48.3%			0	109,941	48.3%
農業地域(b)	134,267	59.0%			0	134,267	59.0%
森林地域(c)	113,719	50.0%			0	113,719	50.0%
自然公園地域(d)	47,003	20.6%	62		62	47,065	20.7%
自然保全地域(e)	1,038	0.5%			0	1,038	0.5%
五地域計 (f: a+b+c+d+e)	405,968	178.3%	62	0	62	406,030	178.3%
白地地域	1,921	0.8%		62	62	1,859	0.8%
県土面積	227,664	100.0%			0	227,664	100.0%

注1: 県土面積は、平成24年10月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。

注2: 五地域区分の面積は、土地利用基本計画上で計測したものである。

【記載上の注意事項】

- 1) 「現行計画の面積」、「変更する面積」、「変更後の計画面積」欄の「面積(ha)」には、整数値を記載する。
- 2) 「現行計画の面積」、「変更する面積」、「変更後の計画面積」欄の「割合(%)」の数値は、小数点第1位まで記載する。
- 3) 「現行計画の面積」と「変更後の計画面積」に記載する県土面積は一致させる。
- 4) 「変更する面積」欄には、変更する面積のみを記載する(変更がない場合は、空欄とする)。
- 5) 「差引面積(ha)」がマイナスになる場合、数字の前に「-」を付する(「縮小面積」欄の数字の前には「-」を付さない)。

## (2) 変更地域別概要

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況(ha)					変更部分の地目現況(ha)	変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項)	関連する個別規制法の措置 (予定)	個別規制法の調整状況		
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域との重複		細区分の指定状況		白地地域の増減					変更部分の地目現況(ha)	
					名称	面積	名称	面積						地目	面積
1-1	慶良間諸島自然公園地域(6-3)	渡嘉敷村	29						29	森林 原野	3 26	海砂が集まってできた洲島とサンゴ礁から構成され、優れた景観を有するとともに、アジサシ類の重要な繁殖地である。また、海水浴場としての利用も盛んであることから、自然公園地域として保全・利用を図る必要があるため。(細区分:普通地域)	慶良間諸島国立公園(仮称)公園区域の決定	・パブリックコメント(9月) ・県知事、関係大臣意見照会(12月) ・中央環境審議会答申(12月)	
1-2	慶良間諸島自然公園地域(6-3)	渡嘉敷村	2						2	原野	2	海砂が集まってできた洲島とサンゴ礁から構成され、優れた景観を有するとともに、アジサシ類の重要な繁殖地である。また、海水浴場としての利用も盛んであることから、自然公園地域として保全・利用を図る必要があるため。(細区分:普通地域)	慶良間諸島国立公園(仮称)公園区域の決定	・パブリックコメント(9月) ・県知事、関係大臣意見照会(12月) ・中央環境審議会答申(12月)	
1-3	慶良間諸島自然公園地域(6-3)	渡嘉敷村	11						11	森林 原野	3 8	海砂が集まってできた洲島とサンゴ礁から構成され、優れた景観を有するとともに、アジサシ類の重要な繁殖地である。また、海水浴場としての利用も盛んであることから、自然公園地域として保全・利用を図る必要があるため。(細区分:普通地域)	慶良間諸島国立公園(仮称)公園区域の決定	・パブリックコメント(9月) ・県知事、関係大臣意見照会(12月) ・中央環境審議会答申(12月)	
1-4	慶良間諸島自然公園地域(6-3)	渡嘉敷村	20						20	森林 原野	1 19	海砂が集まってできた洲島とサンゴ礁から構成され、優れた景観を有するとともに、アジサシ類の重要な繁殖地である。また、海水浴場としての利用も盛んであることから、自然公園地域として保全・利用を図る必要があるため。(細区分:普通地域)	慶良間諸島国立公園(仮称)公園区域の決定	・パブリックコメント(9月) ・県知事、関係大臣意見照会(12月) ・中央環境審議会答申(12月)	
合計			62												

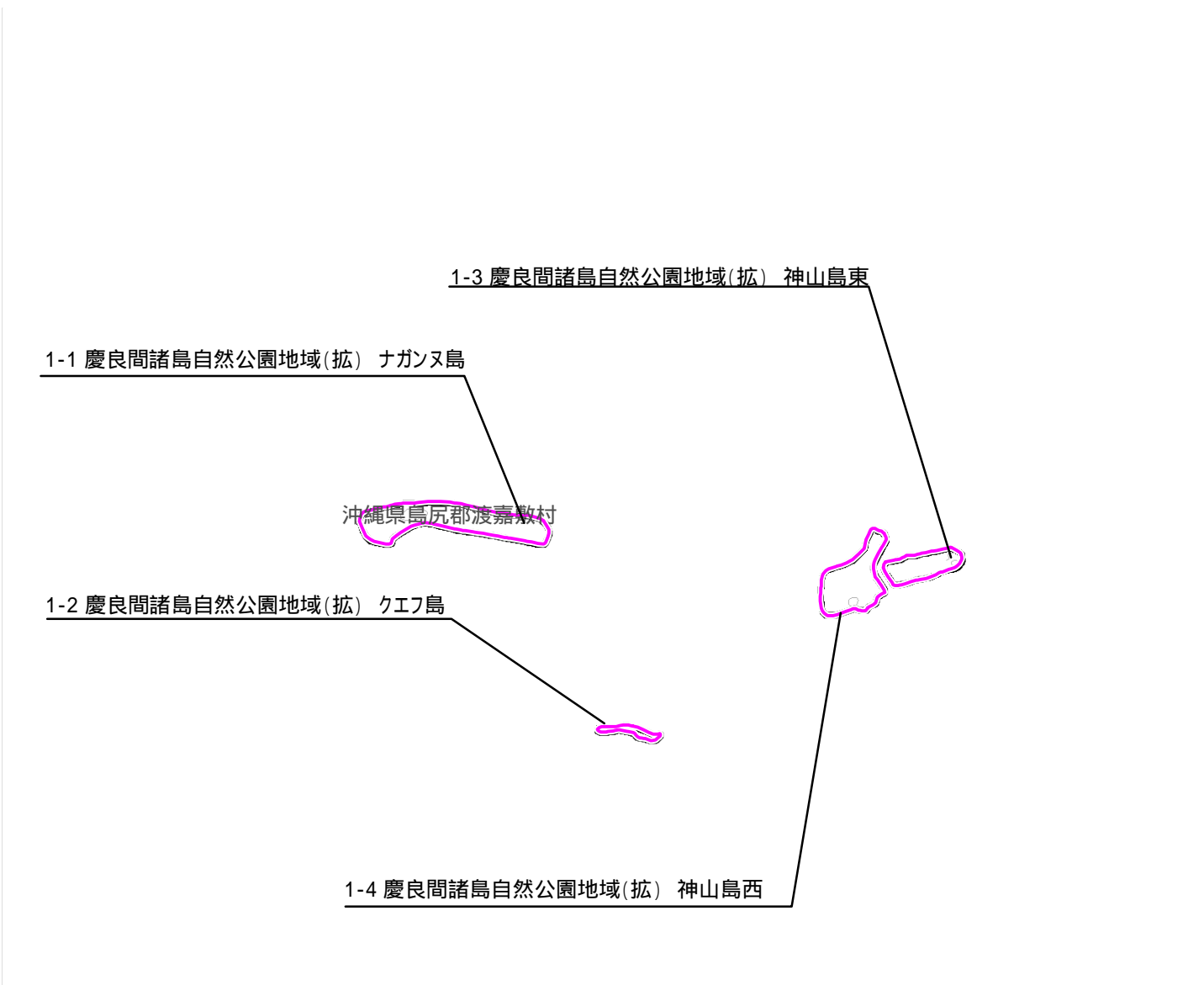
### 【記載上の注意事項】



















- 「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。
- 「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域区名(例: 都市地域)を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号を括弧書きで併せて記載する。
- 「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載する。
- 「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称の記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。
- 「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。
- 「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に「-」を付すこと。
- 「変更部分の地目現況」欄は、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路(河川等)、道路、宅地、その他に分類して記載する。
- 「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質を明らかにしつつ、土地利用又は土地取引の動向からみた必要性について記載する。また、細区分の設定の考え方、関連する事業計画等を明らかにしつつ、当該地域の土地利用(開発、整備、保全)の基本的方向に関する事項を括弧書きで併せて記載する。なお、新たに複数の地域区分を重複させる場合には、その必要性についても記載する。(例:開発を抑制するために 法の 区域も指定する)
- 「関連する個別規制法の措置(予定)」には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。

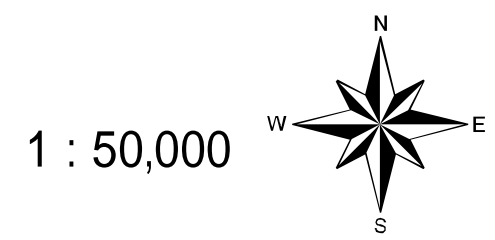
2 計画図(変更区域・変更位置図)

別添参照

# 変更区域図(基本計画図6-3)

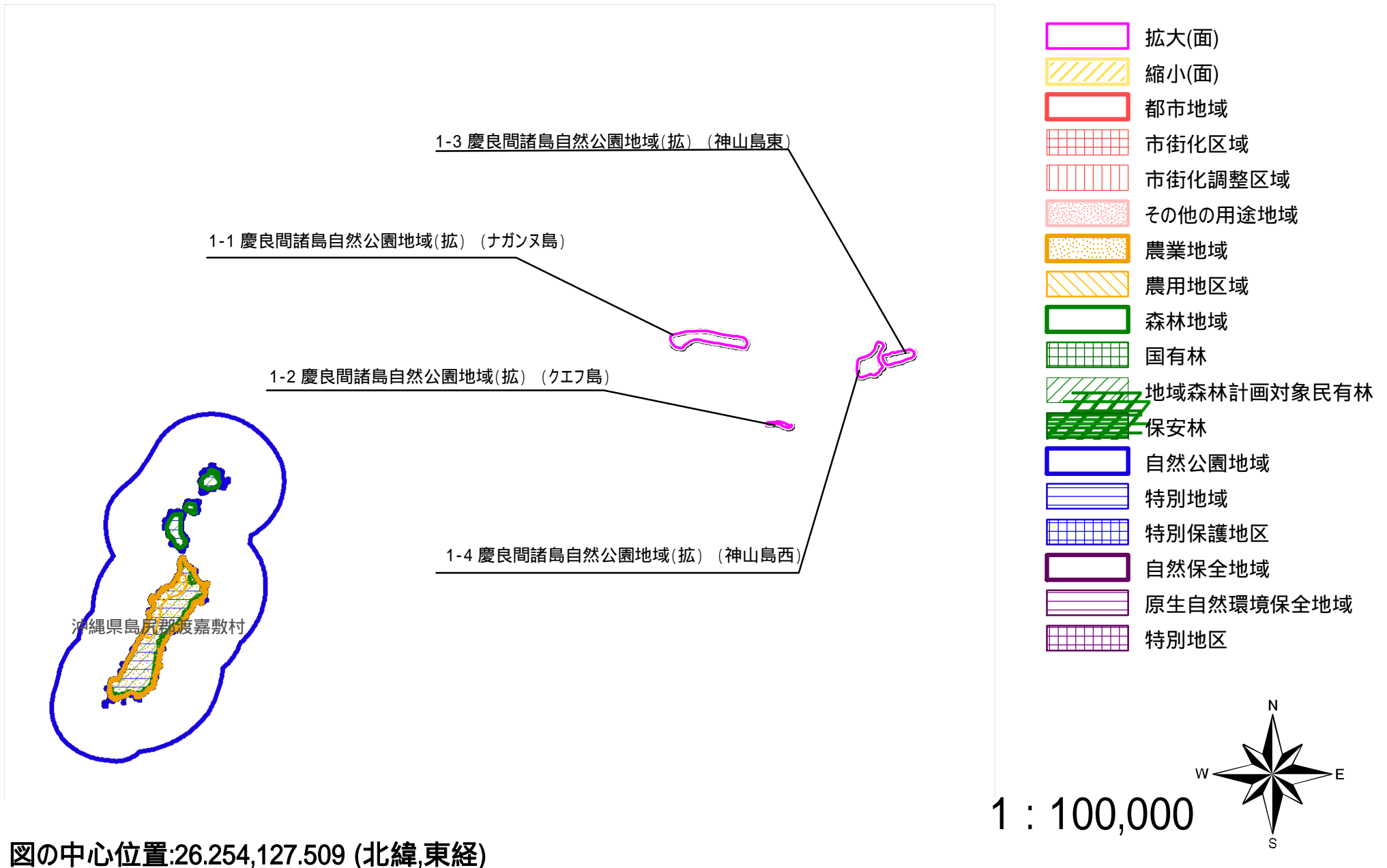


-  拡大(面)
-  縮小(面)
-  都市地域
-  市街化区域
-  市街化調整区域
-  その他の用途地域
-  農業地域
-  農用地区域
-  森林地域
-  国有林
-  地域森林計画対象民有林
-  保安林
-  自然公園地域
-  特別地域
-  特別保護地区
-  自然保全地域
-  原生自然環境保全地域
-  特別地区

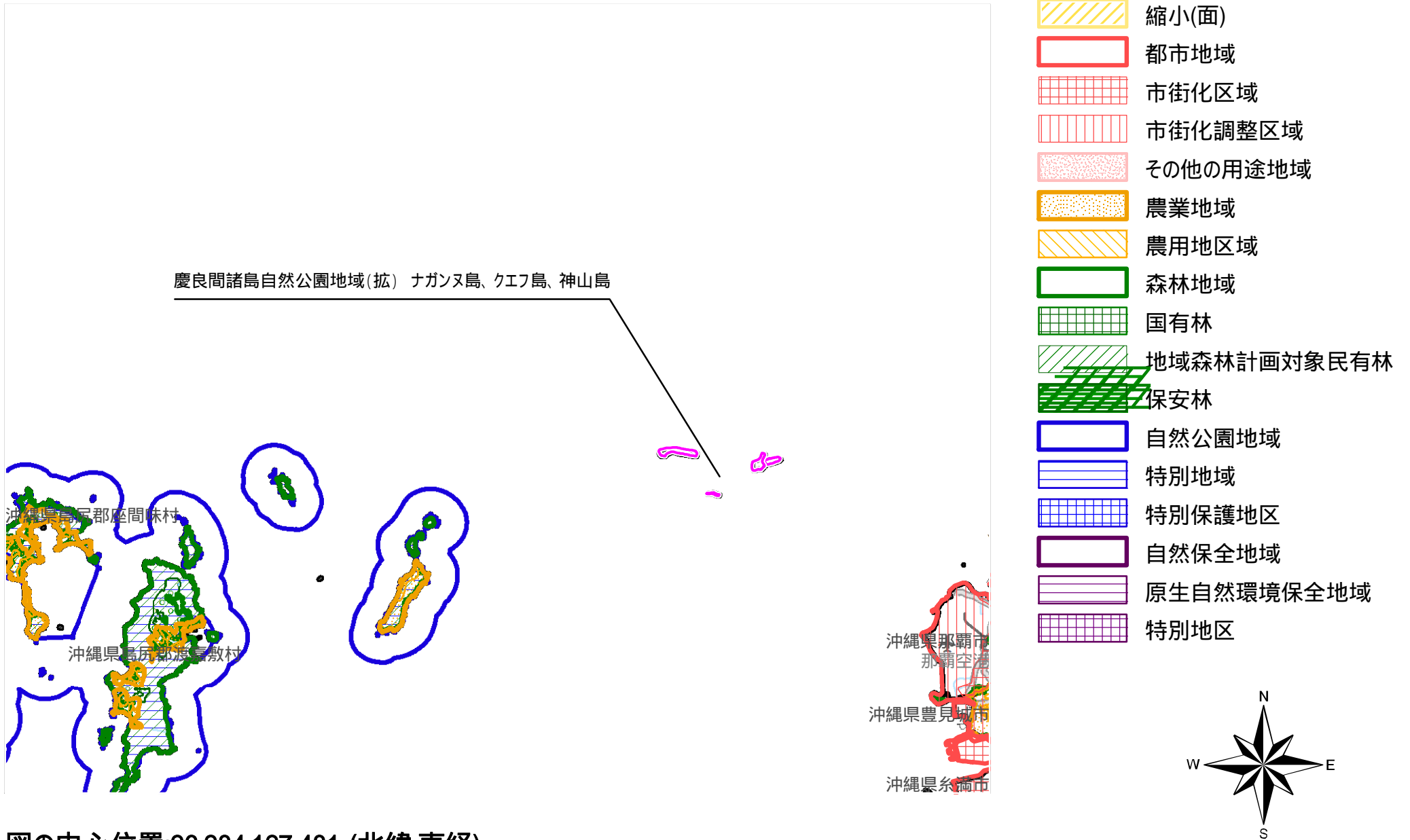


図の中心位置:26.267,127.559 (北緯,東経)

# 変更位置図(基本計画図6-3)



# (参考) 広域図 1 : 200,000



図の中心位置:26.284,127.481 (北緯,東経)

### 3 計画書

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
該当なし			

#### 【記載上の注意事項】

「計画書の項目」欄には、以下の項目を記載する。

- ・土地利用の基本方向
- ・国土利用の基本方向
- ・土地利用の原則
- ・五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
- ・土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等
- ・特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項

土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画  
等



#### 4 市町村・国土審議会への意見聴取等の結果

##### (1) 市町村(国土利用計画法第9条第11項関連)

市町村名	調整状況
渡嘉敷村	済
座間味村	済

【記載上の注意事項】

- 1) 「市町村名」欄の記載は、1(2)の「関係市町村名」欄の記載と整合性を図ること。全市町村に意見聴取を実施した(又は実施する予定)の場合には、「全市町村」と記載する。
- 2) 「調整状況」の欄には、調整が終了した場合は「済み」と、それ以外の場合は「予定」と記載する。

##### (2) 国土利用計画法第38条の規定に基づく合議制の機関(国土利用計画法第9条第10項関連)

機関名	調整状況
沖縄県国土利用計画審議会	済

【記載上の注意事項】

- 1) 「機関名」の欄には、機関名(例: 県国土審議会)を記載する。
- 2) 「調整状況」の欄には、調整が終了した場合は「済み」と、それ以外の場合は「予定」と記載する。